

一 般 質 問 通 告 一 覧 表

◆ 11人が質問を行います。

質 問 者	質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
川 添 武 史	1. 農林業施策について	<p>① 全国植樹祭の関連事業「全国後継者大会」の会場について 全国植樹祭についてお尋ねします。オリンピック明けの2021年(令和3年)に滋賀県で行われることは、皆様もご存じのことです。多賀町長も「高取山公園内の木造ホール」また、今年度オープンした「中央公民館、多賀結いの森」の完成に合わせ、メイン会場の誘致に運動されてきましたが、残念ながら甲賀市の「鹿深夢の森」に決定したと聞いている。 一方、11月1日に関連事業の「全国林業後継者大会」の会場が、本町の「多賀結いの森」に決定したと県より発表がありました。最後まで長浜市と競り合い、本町の林業施策と「多賀結いの森」の建築が大きな成果だと聞いております。 また、木材利用推進中央協議会の「木材利用優良施設コンクール」に「多賀結いの森」が全国77施設の応募の中から入賞13件の内に入り「審査委員会特別賞」を受賞しています。 9月議会においての、中日新聞の2030年には消滅する記事からすると、大きな変革であり、多賀町を全国に大きくアピールできる最大の機会であります。町長は、この事業に対してどう取り組みを進めるのかをききたい。 また、木材乾燥施設の建築など今後の林業施策について聞きたい。</p> <p>② 農業施策について 国の農業者いじめはTPP、アメリカとの貿易協定など本町の農業者にとっては厳しい環境になっている。種子法もしかり、長年かけ県が改良した「みずかがみ」も激化する産地間競争の中で、近江米ブランドの向上を図るのも大切である。 県議会においても各党派で議論され、県は新たな農業振興の条例を来年度中に作成しようとしている「生産力の最大化」「気候変動への適応」「環境保全」について、現状の多賀で「生産力の最大化」が見込めるのか。 毎年「多賀の農業・農山村を考えるつどい」を開催され「多賀のうまい米コンクール」で最優秀賞を表彰され、コメのブランド化を目指している農家の皆様に敬意を表したい。多賀ソバも4店舗で販売され、多賀ニンジンも甘くて、美味しいと人気商品になっています。昨今、農業の6次産業化が言われ「6次産業化法」も策定されたが、なかなか難しい課題である。本町では、強いて言えば、富之尾の農家レストラン「ピノー」くらいである。 農業従事者の高齢化、後継者問題は深刻である。中山間地域の農業を守るのは、米農家の収入を上げる「米の直接支払交付金」の復活と、一番困られている課題は「除草作業」だと思われる。畔畔、山間地特有の段差のある法面、多賀地区でも多くの耕作されない放置田が増加している原因の多くは、この様な状況からである。除草作業に対して支援、補助はできないのか。</p>	<p>① 町 長</p> <p>② 産業環境課長</p>

	<p>2. 保育士の確保と財源について</p>	<p>保育士の確保は大丈夫か。</p> <p>10月1日から幼保無償化が実施された。3歳児から5歳児までの今年度の後期分の費用は国から補正で交付される。</p> <p>9月広報では幼稚園、保育園、認定こども園の園児の募集をされた。私は、幼保無償化で入園希望者が増加するのではないかと考えています。申し込み期間は、10月29日までとなっていますが、各園への希望者、年齢別を報告できますか。</p> <p>昨年度は、多くの待機児童が発生しました。本年は、是非とも待機児童が発生しないように保育士の確保に努めて頂きたい。保育士は、何人採用されたのですか。</p> <p>多賀ささゆり保育園、大滝たきのみやこども園と施設はあるが保育士が足りない、保育士の確保は各自治体も苦勞されている。保育職員・介護職員は、勤務時間も早朝、遅番もあり、大変な仕事であるが、報酬が少なく改定が必要ではないのか。</p> <p>保育士には登録制度がないため潜在保育士がどの程度おられるのか判らず、半数以上が関わっていないとも言われている。県には「保育人材バンク」のようなものがあり、約300人程度の方がマッチングに成功したと言われているが、多賀町の実績は。</p> <p>また、保育士養成施設（短大）などに2年間通われる方に160万円の貸付制度、潜在保育士で新たに就労される方に準備金40万円の貸付制度がある。前述の方は5年間、後述の方は2年間、県内の保育園で就労すれば貸付金の返還を免除する制度があるが、周知をおこなった実績はあるのか。</p> <p>新年度予算の編成時期でもある。幼保無償化の財源措置はできたのか。私は今議会において「地方財政の充実・強化を求める意見書案」を提出しており、国に対して、粘り強く要望していきたいが、教育長の考えは。</p>	<p>教育長</p>
--	-------------------------	--	------------

菅 森 照 雄	1. 多賀町放課後等支援事業杉の子クラブの充実について	<p>障がいを持つ子どもたちは、放課後の活動の場がなく、町外に活動の場を求め、保護者の方は苦勞されていました。</p> <p>子ども、保護者の思いを理解され、多賀の子どもは多賀で育てる、の町長の思いから、障がいを持つ子どもたちの放課後の活動の場、居場所づくり、また、保護者の負担軽減、就労支援を図るべく平成27年5月から杉の子会さんに委託され、ふれあいの郷において障がい児放課後児童クラブ（杉の子クラブ）が開設され、当初2日からスタートし、現在週5日、長期休暇については、週3日開設されています。年々充実し、子どもたちの成長が目に見えてわかると言われています。平成30年12月議会で放課後児童クラブ同様の開設が望ましいとの質問に対し、福祉保健課長の答弁では、31年度は現状維持、その後放課後等デイサービス事業に移行の方向と答弁されています。町が取り組むことに意義があり、私は障がいを持つ子ども持たない子どもも区別なく同じように町が取り組む事業だと思います。</p> <p>① 令和2年度はどうなるのか。</p> <p>② なぜ委託からデイサービス事業に移行なのか。</p>	町 長
	2. 療育手帳（知的障害者）の軽自動車税減免の拡大を	<p>6月議会に続き再度質問させていただきます。</p> <p>先の3月議会に於いて、多賀町税条例の一部改正が行われ、身体障害者等減免制度について滋賀県の自動車税に係る減免に関する制度が変更されることに伴い多賀町の軽自動車税の減免に関する税条例の一部を改正するものです。</p> <p>改正内容は、知的障害・精神障害の方が本人運転の適用対象者に加わり、精神障害者、知的障害の方については同一生計者で（介護 支援）の必要な自動車について減免されるものです。減免範囲、障害の区分として身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（知的障害者）に区別されております。その中で知的障害者（療育手帳）AとBに区別され、Aのみが減免の対象とされています。療育手帳Bの方も家族の手だすけが必要でBまで対象の拡大が必要との6月議会の質問に対し、等級で判断と答弁されています。そこで、</p> <p>① 等級だけで判断してよいのか。</p> <p>② 再度改正内容を精査されたのか。</p> <p>③ 減免の拡大の考えは。</p>	税務住民課長

山口久男	1. 近江鉄道存続と地域交通の問題について	<p>2017年12月、近江鉄道は鉄道事業を単独で維持するのが困難になるとして、沿線自治体に協議を求めていることが明らかになりました。</p> <p>多賀町では唯一の鉄道路線であり、多賀大社前駅を通学、通勤、観光客にも利用されています。特に高校生の通学手段として欠かすことのできない交通手段の役割を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 輸送人員の推移及び多賀大社前駅の利用状況はどうか。 ② 近江鉄道が廃止された場合、多賀町にとっての影響はどうか。 ③ 多賀町における近江鉄道の役割、認識はどうか。 ④ これまでの経緯についての説明は。 ⑤ 法定協議会での町の対応、存続に向けての取り組みはどうか。 	町長
	2. 幼児教育・保育および放課後児童クラブについて	<p>(1) 10月からの幼児教育・保育無償化後の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育園、幼稚園、認定こども園の各園ごとの利用児童数 ② そのうち3歳以上の児童数と3歳未満の児童数で住民税非課税世帯数 ③ 無償化にかかる来年度の町負担額 ④ 国と県の財政支援額 ⑤ 広域入所児童の保育料徴収はどうなっているのか。 ⑥ 給食費（副食費）について 給食費を実費徴収する児童数と保護者負担総額 給食費（副食費）無償化、無償化の対象となる所得基準（360万円）の引上げ、軽減措置の考えは。 ⑦ 次年度の入所申し込みの状況は、待機児童解消にむけての9月議会以降の取り組み状況 ⑧ 放課後児童クラブの入所希望者は増えているのか。 入所申し込み状況、対応策は 	教育次長
	3. 加齢性難聴者の補聴器購入補助について	<p>高齢化に伴い仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えています。</p> <p>厚生労働省の新オレンジプランでは、難聴は認知症の危険因子の一つとされています。</p> <p>補聴器は平均価格が15万円と高額で、年金暮らしの高齢者には高くても買えないという声も聞きます。補聴器購入の公的補助は、障害者手帳を持つ重度の難聴者に限られています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者の補聴器購入に対し、補助制度を実施している自治体もあり、多賀町においても補助制度の実施する考えはないか。 	福祉保健課長

大橋 富造	1. 民有空き地の環境保全について	<p>町内の美化を図る点から、民有空き地の環境保全について質問致します。</p> <p>住宅団地が造成された土地や老朽化した住宅の撤去、解体などで更地となった様々な空き地が町内には増加してきていると推測致します。</p> <p>住宅団地が造成され、用地は購入したが住宅を建てられないで空き地のまま放置されている土地も出てきています。そこには土地所有者の手が入らないまま無放置に近い土地であれば当然、雑草が背丈を超える勢いで茂っている土地もあります。当然空き缶が捨てられ、家庭ごみが袋のまま捨てられている空き地なども見受けられます。秋になれば枯草によって防災面でも心配が出てきます。色々な環境下の中でも住宅が密集化された土地等は、近隣住民にとっては非常に不安があるのではないのでしょうか。</p> <p>このような状況の中、空き地の所有者は、町民に限らず他市町にもおられるため、一概に草刈りを義務付けても至難であることは、私自身、充分理解をした上での質問ですが、このままの状態を行政として放置することは、一歩も前進しないのであります。</p> <p>まずは、土地所有者に管理をきちんと義務づける。次に義務を履行しない者については、町が代わって草を刈る事を通知し、その費やした金額の納付を命ずる。つまり、町が代執行して料金を徴収するならば、良好な環境が保たれるものと考えますが、強制力を持つ条例を設定することについて、また、土地所有者に環境保全の立場から義務付ける条例を設定する考えはないか、町長にお伺いします。</p>	町長
尾谷 忠之	1. 「第5次総合計画」の評価と「第6次総合計画」の取組について	<p>1969年地方自治法の改正により総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」の策定が義務付けられた。その42年後の2011年の地方自治法の改正により「基本構想」の義務付けが廃止された2011年に本町は現在の第5次総合計画が作成、計画実施された。この計画では主な取り組みを行う位置（地域）と相互関係のイメージが表され、中心市街地の多賀区を「まち」での取り組みエリアとしその3つの谷が平坦地になる地域を「里」での取り組みエリア、また3つの谷の霊仙方面、大君ヶ畑方面、萱原方面を「奥山」のエリアとしてそれぞれに主な拠点を指定し、交流軸で結んである。計画後8年半を過ぎ、あと1年半を残す中で次なる「第6次総合計画」の策定に向け現在、町民アンケートや商店・企業など町民の皆さんの考え方や意向を聞きとりまとめ最中であると聞いている。</p> <p>この間、本町の過疎化や高齢化は一段と深刻化し、新たな行政課題の克服や集落間交流を図るなど有効な施策が打ち出せていないという声もある。自治活動やコミュニティの衰退、防災体制や生活実感としての豊かさや幸福感が薄れ、地域の持続性に不可欠な交流が無くなりつつある。また2040年問題「消滅可能性都市」と数えられた895自治体の一つである多賀町。これは消滅可能性がある自治体というより、自治体を構成する地域自治組織、すなわち地区、地域が「限界集落」、「限界自治会」へと進んでいくことである。そうした状況の中で、8年半の時がたった今その課題の抽出や取組、また基本的な考えについて伺う。</p> <p>また、「第6次総合計画」が今年度と来年度、策定委員会の開催4回ほど予定され、その後策定を委託され、答申を経て議会の承認を得た後、2021年4月から計画の沿った行財政の施策を行う見通しとなるが、その計画の基本や基準について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域それぞれの地域の抱える課題は。 ② 地域ごとの「地域づくり協議会」の設置など地域づくり事業にはどう取り組んだのか。 ③ それぞれの「奥山」エリア、「里」エリアの中山間地域活性化策の基本的な考え方は。 ④ 第6次総合計画では第5次総合計画の実績と評価を受けどのように取り組む考えか。 ⑤ 第6次総合計画の期間や時期について見直しの考えは。 	町長

<p>松 居 亘</p>	<p>1. (仮称)多賀スマートインターチェンジ整備事業について</p>	<p>(仮称)多賀スマートインターチェンジ整備事業は、平成27年6月30日に国土交通省によりスマートインターチェンジ準備段階調査個所に選定されて以来早や4年余りが経過しました。その間、関係地区の理解と協力ならびに町当局の熱意ある取り組みにより、事業推進の方向性が見いだされました。昨年8月10日には国土交通大臣より連結許可書が交付され正式に事業化決定がなされました。今日まで、事業の推進に鋭意取り組まれていることとおもいます。本年3月議会にもこの整備事業に関する一般質問をしていますが、本年4月以降における本事業に関する動き等につきまして質問いたします。</p> <p>(1) 共同事業者であるネクスコ中日本株式会社との新設事業の施工および供用後の維持管理に関する基本協定はどのような内容か。</p> <p>(2) 同じく、実施区分および費用負担に関する細目協定はどのような内容か。</p> <p>(3) 湖東定住自立圏推進協議会において、スマートインターチェンジ部会の活動はあったのか。また、その内容は。</p> <p>(4) 周辺地域のアクセス道路は現在どのような検討がなされているのか。</p> <p>(5) スマートインターチェンジの正式名称はいつ決定されるのか。</p> <p>(6) 多賀、尼子、敏満寺における自治会との情報交換はなされたのか。</p> <p>(7) 上り線側の文化財調査において、その試掘結果と今後の調査方向は。</p> <p>(8) 下り線側のアクセス道路の中で、通行制限が考えられている四ツ屋側の道路形態について、どこまで計画が検討されたか。</p> <p>(9) 敏満寺原田地区の土砂仮置き場の土はどこから入り、入る予定なのか。また、その土量はいくらか。</p> <p>(10) 南裏地区周辺の開発の現在の動きは。</p>	<p>(1) (2) (3) 企画課長</p> <p>(4) 地域整備課長</p> <p>(5) 企画課長</p> <p>(6) 地域整備課長</p> <p>(7) (8) (9) 地域整備課長</p> <p>(10) 企画課長</p>
--------------	--------------------------------------	---	--

川 岸 真 喜	1. 農業支援の今後は	<p>① 環境保全型農業直接支払交付金（いわゆる環直）の、ソバ生産への交付金が、有機農法（JAS有機）に限られることになった。県の指導によりコメとそれ以外の品目、ムギ、大豆、ソバを転作作物として認定されるべく、ブロックローテーションにより、1年ごとに作付けの品目をかえてきた多賀町の主な農業者（農事組合法人）にたいしては、有機にあたらないとして、国・県からの交付金がなくなることになる。これは、多賀町のそば生産にとって大打撃となる。今後の対応は。</p> <p>② 町内には、遊休農地の問題、後継者不足の問題がある。平成28年に農業委員会法が改正され、町内にも農地利用最適化推進委員が設置された。農林水産省が示す、「推進委員の皆様におねがいたいこと」として、①農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止と解消、③新規参入の促進があげられている。決算の概要を読むと、農地パトロールが実施されており、耕作放棄地の解消・防止に取り組んだ、とある。また人・農地プランの話し合いに参加した、とある。成果はどうか。</p> <p>③ 町産米のブランド化について。滋賀県産のみずかがみが、特Aを受け、ブランド米として全国的に評価されている。多賀町でとれるコメについては、JAへの出荷、独自での直売、縁故米とし販売されている。また、ふるさと納税の返礼品として多賀町産のキヌヒカリは人気がある。農山村のつどいにおいて、多賀のうまい米コンクールでの優秀者を表彰している。ブランド化の具体的な将来像は。</p> <p>④ 農業についての地域再生計画が、様々な要因から、策定しにくいとの答弁が聞かれている。農業者の所得向上や生産意欲の向上のためにも、地域商社や直売所などが必要という声があるが、販売のノウハウをもつJAなどとの連携がなければ、実現しないのではないかと考える。地域商社、直売所の議論の現状は。</p> <p>⑤ 緑のふるさと協力隊は、今年度、応募がないと聞いている。協力隊の目的の一つには「担い手不足の解消」がある。地域おこし協力隊との活動内容と区別はされているか。地域の農業の課題である耕作放棄地の解消に重点を置いた活動をお願いすべきでは。</p> <p>⑥ 農山村のつどいの参加者は、26年からの5年間をみると、200人、170人、160人、140人、135人、と減少を続けている。後継者育成、生産意欲の向上のためにも、参加者の増加が望まれる。対応策は。</p>	<p>① 町 長</p> <p>②③④ 産業環境課長</p> <p>⑤ 企画課長</p> <p>⑥ 産業環境課長</p>
---------	-------------	---	--

竹内 薫	1. 令和2年度幼保入所児童の状況は	<p>平成31年3月の一般質問で質問しましたが、平成31年当初に21人もの待機児童を出しました。その後、皆さまの努力により、待機児童数は減少しましたが、まだ、待機児童がいるのが現状です。状況については、つど、報告を受けていますが、「子育て応援の町（多賀）」を掲げている以上、待機児童を出す訳にはいかないと思います。</p> <p>また、先ほどの国会での党首討論の中で、全国的な待機児童問題について、自治体独自の条例にて対処出来ないのか？と言う、質問をされていました。</p> <p>そこで、以下の質問をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年度の入所児童数は ② 保育士さんの確保の状況は ③ 町の対応は ④ 国の動向は 	教育次長
	2. 通学路の安全対策のその後は	<p>令和元年6月に、一般質問しましたが、今年の5月に大津で、幼児を巻き込んだ悲惨な事故があり、事故から7か月が経ちました。</p> <p>また、依然として、高齢者による事故が、後を絶たないのが現状です。本町でも、通学路に危険な箇所が幾つかあると思います。現在、安全対策について、大きく変わった箇所が無い様に思います。</p> <p>そこで、以下の質問をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当町で行った安全対策は ② 県の対応は ③ 公安委員会の回答は 	学校教育課長
	3. 減災対策について	<p>近年、各地に大きな被害をもたらす災害、異常気象により台風の巨大化による災害、年々その規模が広がり、多くの尊い命が奪われ、甚大な被害をもたらしています。</p> <p>今回、幸いにも当町では、大きな被害が出ていませんが、この状況では、いつ被害が出てもおかしくない状況にあると思います。当町には、大きな河川が2本もあり、大変心配です。</p> <p>また、今までも、早期に河川の浚渫をと、一般質問で多くの議員が質問してきました。一度に大規模な浚渫が無理であるならば、少しずつでも小規模な浚渫を継続して行って頂けるように、県、国に要望して頂きたい。</p> <p>そこで、以下の質問をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当町で把握する、河川の危険箇所は ② 県、国の対応は ③ 今後、河川の浚渫の計画はあるのか 	地域整備課長

<p>森 令 三</p>	<p>1. 地質調査実施の必要性について</p>	<p>10月12日の新聞で「台風19号最大級警戒」と大きく報じられ、早めの避難や安全確保が呼び掛けられました。が、東日本を中心に各地で大規模な浸水被害や土砂崩れを引き起した台風19号は11月12日の上陸から1ヶ月がたち多くの方が亡くなりました。</p> <p>11月11日までに亡くなられた方90人、行方不明の方5人、住宅被害87896棟となり、水害の深刻さが浮き彫りになっております。</p> <p>亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに被害を受けられた方が1日も早く元の生活に戻れますようお願いしております。</p> <p>私は、平成28年12月議会での一般質問の中で「犬上川ダム安全性調査」と「犬上川ダム地震災害に伴う想定外の被害」についての調査内容を発表しました。「犬上川ダム地震災害に伴う想定外の被害」での報告内容が今回の質問内容と関連するため重複箇所があります。その時の調査内容の報告によりますと、「平成2年9月の台風19号時の放流量の場合、浸水被害が想定される地先は川相地先のみと想定される」とあります。</p> <p>この結果報告の内容からダムの崩壊がなくとも想定をこえる雨量・放水量の場合、浸水被害の可能性があるとのことですが、可能性ではなく、川相集落は浸水被害を受けています。</p> <p>集落は片仮名の「コ」の字形に川に囲まれ、上流からの流れが急峻な岩壁に突き当たり90度に流れを変えます。この箇所は山の高さの中腹までが岩壁でその中腹付近に「林道・藤瀬一ノ瀬線」があり、林道より上部は植林されています。林道はアスファルト舗装されておりますが、地盤の緩みからか、亀裂による段差が生じています。</p> <p>現状は道路幅4.5M、亀裂長さ14M</p> <p>段差 2cm (深さ 30cm)</p> <p>段差 5cm (深さ 45cm)</p> <p>段差 13cm (深さ 40cm)</p> <p>ガードレールの基礎コンクリート、3基緩み、林道への落石、植林された斜面より雨水が広範囲にかけ道路上へ流れています。</p> <p>このような状況の中、土砂崩れが発生すれば川を塞ぎ、川の流れを変え、集落内への浸水被害を防ぐことはできません。</p> <p>川相集落は想定を超える雨量により今までに度重なる水害を経験しており、この現状より更に土砂崩れが発生すれば調査結果を超える被害拡大が考えられます。</p> <p>また、多賀（大滝）里づくりプロジェクト・アクションプラン大滝地域活性化計画の中で示されている達成目標であります。定住を考えると、住居および土地の確保とともに重要なのは、その土地が安全であること、即ち安心して住んでいただくために、「安心、安全」を届けなければなりません。</p> <p>以上の事から、災害に強いまちづくり、安心、安全なまちづくりの実現に向けて地質調査実施の必要性があるのかどうかお考えをお聞きいたします。</p>	<p>産業環境課長</p>
--------------	--------------------------	--	---------------

北川久二	1. 本町における「災害ごみ」の処理計画策定は	<p>関東地域を襲った台風19号により多くの方が犠牲になられました。お悔やみを申し上げますとともに多くの被災者の方々にお見舞い申し上げます。</p> <p>そして、一日も早い復旧と復興を願うところです。</p> <p>この台風により被災した家屋のがれきや浸水した家財道具が、空き地に所狭しと積まれている状況をテレビで見ている、被災された所はこれらの処理が大変だろうと感じていました。</p> <p>10月23日にNHKでこのことが報道され、次のような内容となっています。「台風19号の被災地では、がれきや浸水した家財道具などの大量の災害廃棄物、いわゆる「災害ごみ」が発生し、復旧の妨げになるなど処理が課題となっている。国は、東日本大震災を教訓に5年前の平成26年に災害ごみの仮置き場や運搬方法などを定めた「災害廃棄物処理計画」の指針を示し、全国の自治体に策定を求めています。</p> <p>滋賀県などによると、これまでに計画を策定しているのは、県内19市町のうち、大津市、彦根市、草津市、栗東市、高島市の5市にとどまっていることが分かった。また、策定していない自治体の内8つの市や町については、来年度までに策定を目指すとしているが、6つの市や町は未定だということです。県が行った推計によると、県内で琵琶湖西岸断層帯による大地震が発生した際には400万トンを超える災害ごみが発生し、処理に最大でおよそ4年かかる見込みだということで、県では研修会を開催したり職員を派遣したりするなどして、早期策定に向けた支援を行うこととしている。」と報道されました。</p> <p>本町では、現在どのような状況なのかを町長に尋ねるものです。</p>	町長
	2. ニホンザルによる被害防止対策の取り組みは	<p>獣害被害防止対策関係については、今日まで幾度となく質問をしています。今回はニホンザルによる被害防止対策に絞って質問します。</p> <p>行政は、平成20年度から7年間かけて主要な地域の防止柵を総延長35.4kmにわたり整備され、シカ、イノシシによる農作物への被害は随分少なくなりましたが、残念ながらニホンザルには効果が少なく、被害は水稻、野菜等。また、生活環境にも被害が発生しているのが現状です。</p> <p>平成29年9月議会において、その時点での滋賀県が策定したニホンザル第2種特定鳥獣管理計画が平成31年3月で期限を迎え、次期の計画には個体数調整の拡大に向け、積極的に県に働きかける必要性を強調したところです。これに対し行政からは、「個体数調整に向け取り組んでいるが県の第三者委員会に諮らなくても可能な範囲（20%）としている。このハードルを緩和されるよう、6町で構成している町村会で最重点要望事項として県に要望している。」と答弁されました。</p> <p>2019年4月1日から2024年3月31日までを期間として、県では第4次の特定計画が策定されたが、個体数調整のハードルは緩和されたのか、緩和されたのであればその内容と本町における今後の取り組み方針について町長の考えを伺うものです。</p>	町長

木下茂樹	1. 健全財政の維持を	<p>平成24年度から30年度まで7カ年間の『財政状況』推移から、単年度と連結収支は、バランスのとれた財政が維持されていると思われます。</p> <p>『市町村議会議員研修』に参加し、29年度の本町財政健全化は講師からも評価されました。全国から議員が、自らの市町村の問題点、将来的懸念、改善策などの意見を求め、講師の見解、議員間の共通課題など、財政全般に関連した情報交換などを行うことができ、今回の自己研修の成果と感じています。</p> <p>本町だけや県内他5町だけの財政額・比率だけを比較することは、井の中の蛙にもなりかねず、全国的な幅広い情報を得る事ができた意義は大きいと思われる。</p> <p>ところで、令和2年度以降の歳入では、高齢化が見込まれますが、住宅地の開発による若年納税者の町民税が増加し、また、新築住宅と企業の設備投資などで固定資産税の増加が見込まれると思われます。</p> <p>一方、歳出では、高齢化への対応から福祉・健康関連の増額も見込まれます。歳入の増加が見込まれる時期にこそ、自主財源比率を60%以上に高めて、財源の自主性と安定性を目指すことも必要ではないかと思われます。</p> <p>歳出では、義務的経費比率、将来負担比率の低減は必須であり、歳出削減に向けて取り組まなければ、財政の硬直化は避けられません。</p> <p>そこで、久保町長の3期の財政運営と今後の対応について、以下の見解を問います。</p> <p>(1) 3期目の財政の総括と自己評価は</p> <p>(2) 財政の達成度と今後の課題は</p> <p>(3) 義務的経費比率40%以下への対策は</p> <p>(4) 将来負担比率低減に向けての対策は</p> <p>(5) 財政力指数を増強する対策は</p>	町長
------	-------------	---	----